柴田町公告第１号

様式第１号（第４条関係）

柴田町特定随意契約の手続きに関する要領第４条の規定により、令和６年度　特定随意契約実施計画を公表する。

課　名：商工観光課
公表日：令和７年１月２０日

令和６年度　特定随意契約実施計画表

番号	物品又は役務の区分	政策目的	契約締結の内容					契約締結予定日	契約申込の提出先	契約申込の期限	契約の相手方の決定方法及び選定基準	適用（左記のほか契約に際し必要とされる事項）
			物品又は役務の概要	規格・品質等	数量等	納入場所又は履行場所	納入期限又は履行期間					
1	役務	高齢者の働く場の確保（柴田町特定随意契約の手続きに関する要領第２条（３））第１項第３号	船岡駅及び槻木駅コミュニティプラザ施設の適正な維持管理を目的としての施設清掃業務。	通常清掃業務として、施設内清掃、トイレ清掃・消耗品の取り換え、施設内ゴミ回収・分別、施設周辺の清掃、回収ゴミ搬出作業。	業務日は、各施設　年263日。 1日2時間から3時間以内とし、月平均1日あたり2.5時間とする。 観桜客対応として、4月中に14日間。 業務時間は、1.5時間とする。	柴田町船岡中央１丁目１－１、柴田町槻木新町１丁目１－１	令和７年４月１日から令和８年３月31日	令和７年２月７日	商工観光課	令和７年２月６日	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十七条の指定を受けたもののうち、予定価格の範囲内で契約の申込みがあったもの。	当該施設の設備等に精通しており、清掃業務等に関する知識を有するもの。